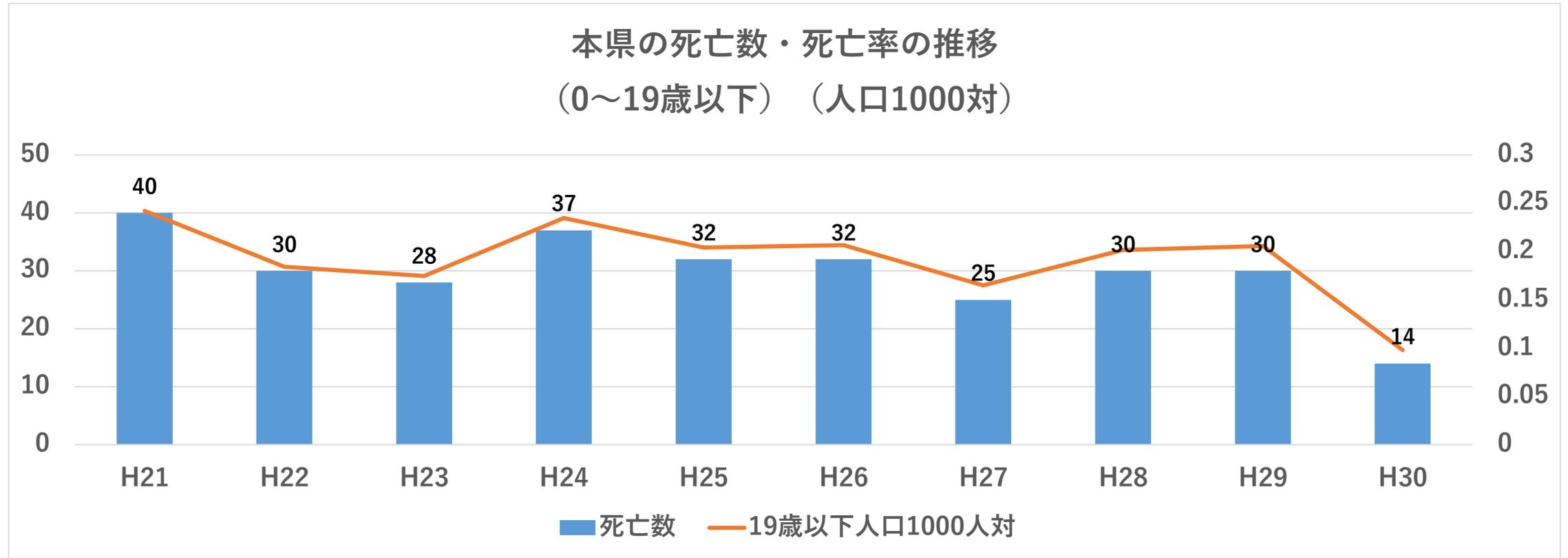


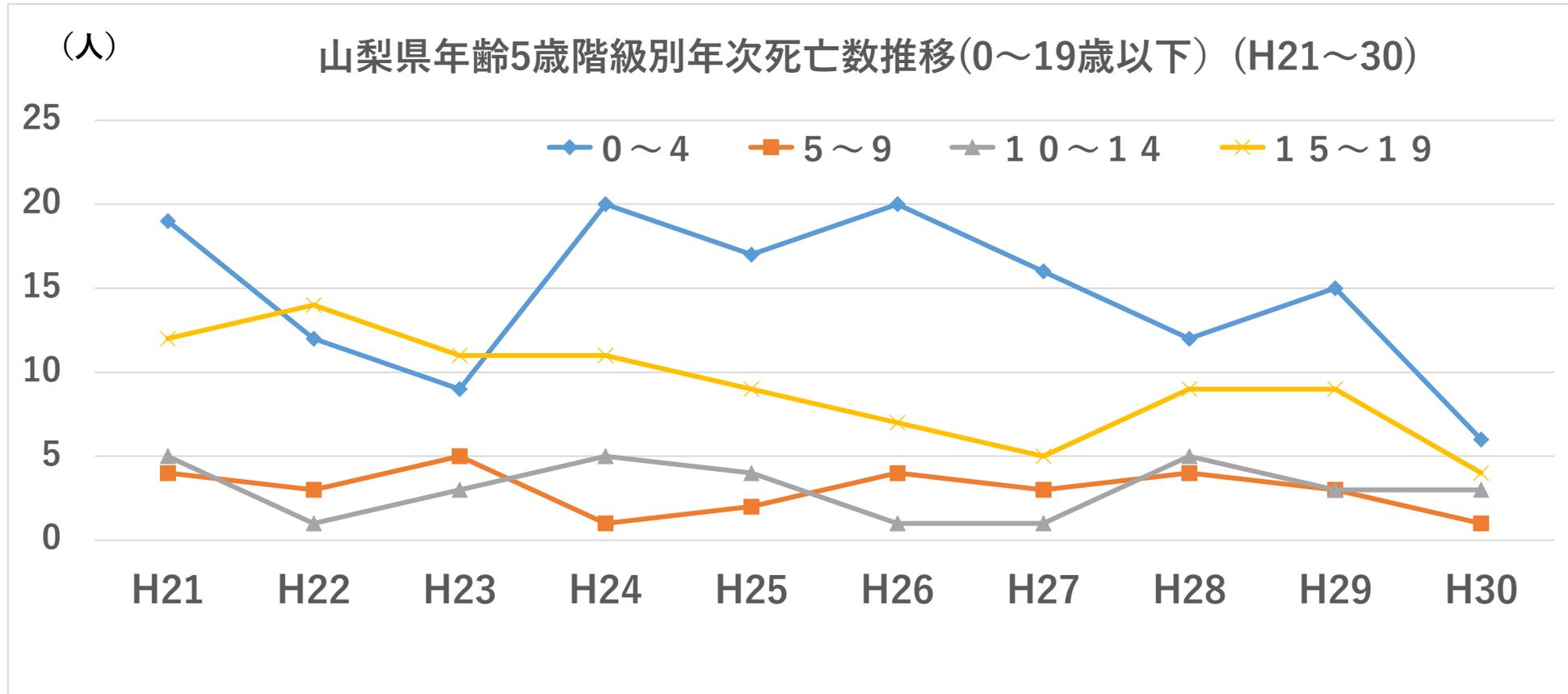
# 子どもの死因究明(Child Death Review) に関する説明会(R3.1.28)

## ③CDR実施の実際について 山梨県 【情報収集】

# 1. 統計からみた山梨県の子どもたちの死亡状況



- ・ 本県の10年間の子どもたちの死亡数の推移をみると、10年前に40人程度であった死亡数が最近では、30人前後となっており、H30は14人である。
- ・ 人口1000対では、10年前に比較すると減少している。

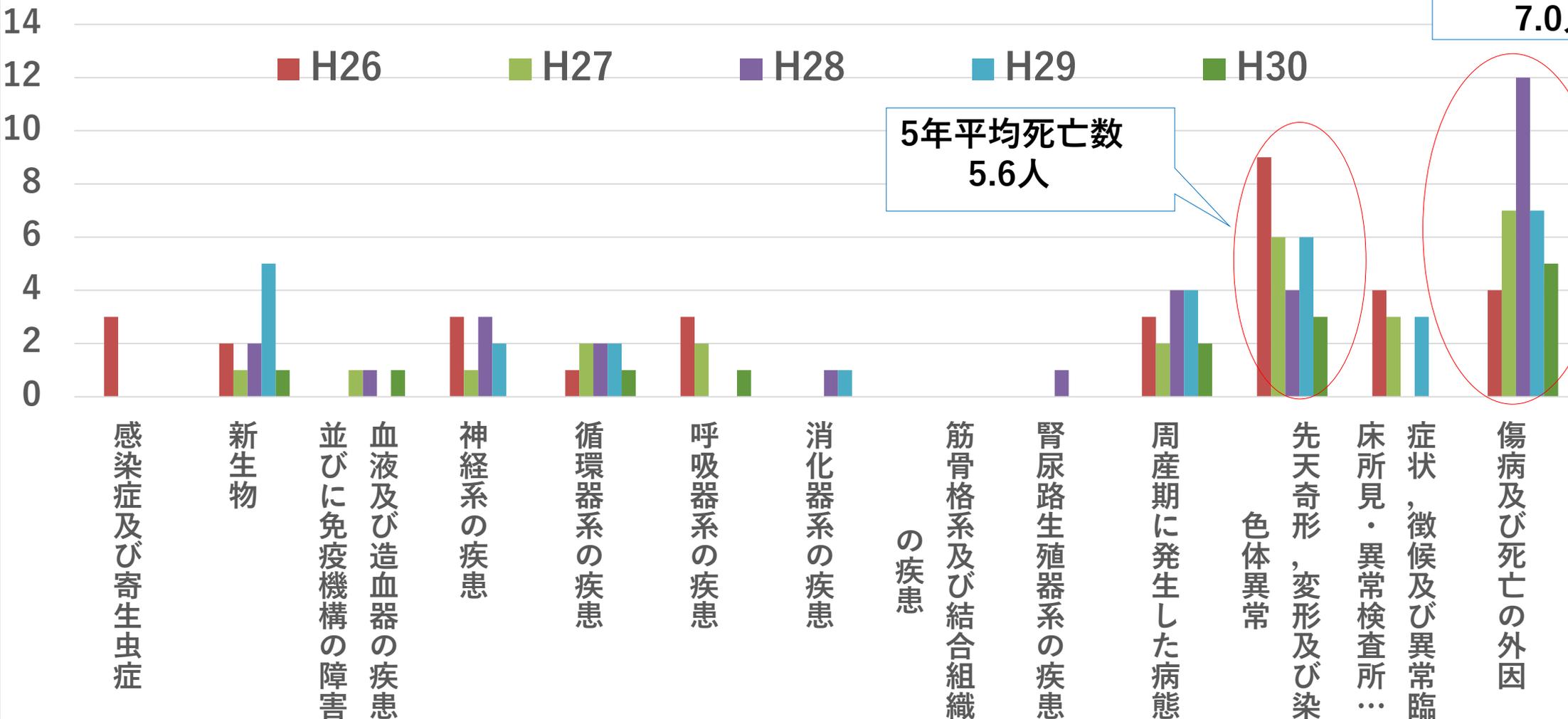


- 子どもの年齢5歳階級別の10年間の死亡数をみると、0~4歳までの死亡数が一番多く、次いで15~19歳である。
- 5~9歳、10~14歳の10年間の推移では横ばいの状況である。

(人)

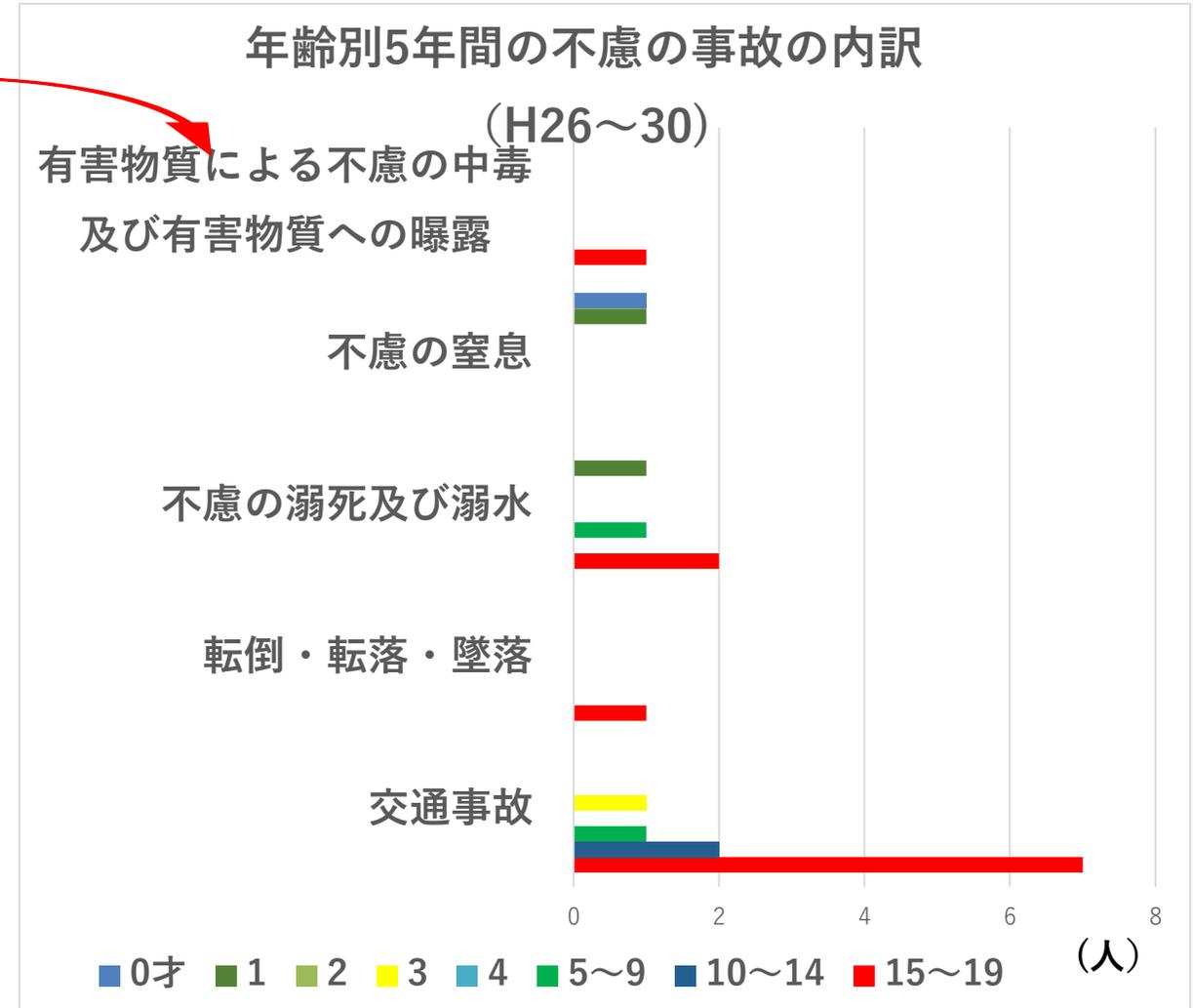
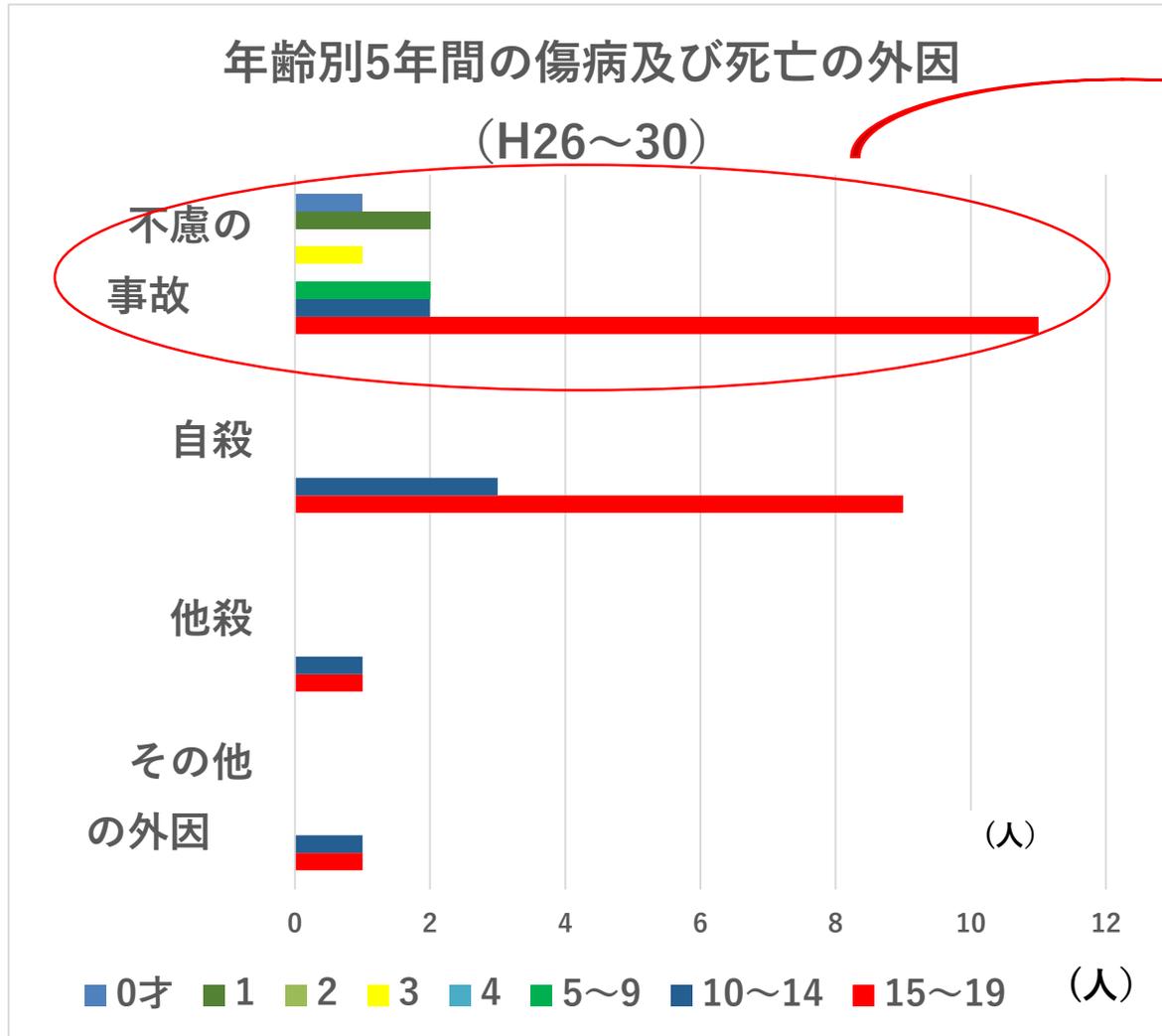
### 本県の死因別死亡数年次推移(0～19歳以下)

5年平均死亡数  
7.0人



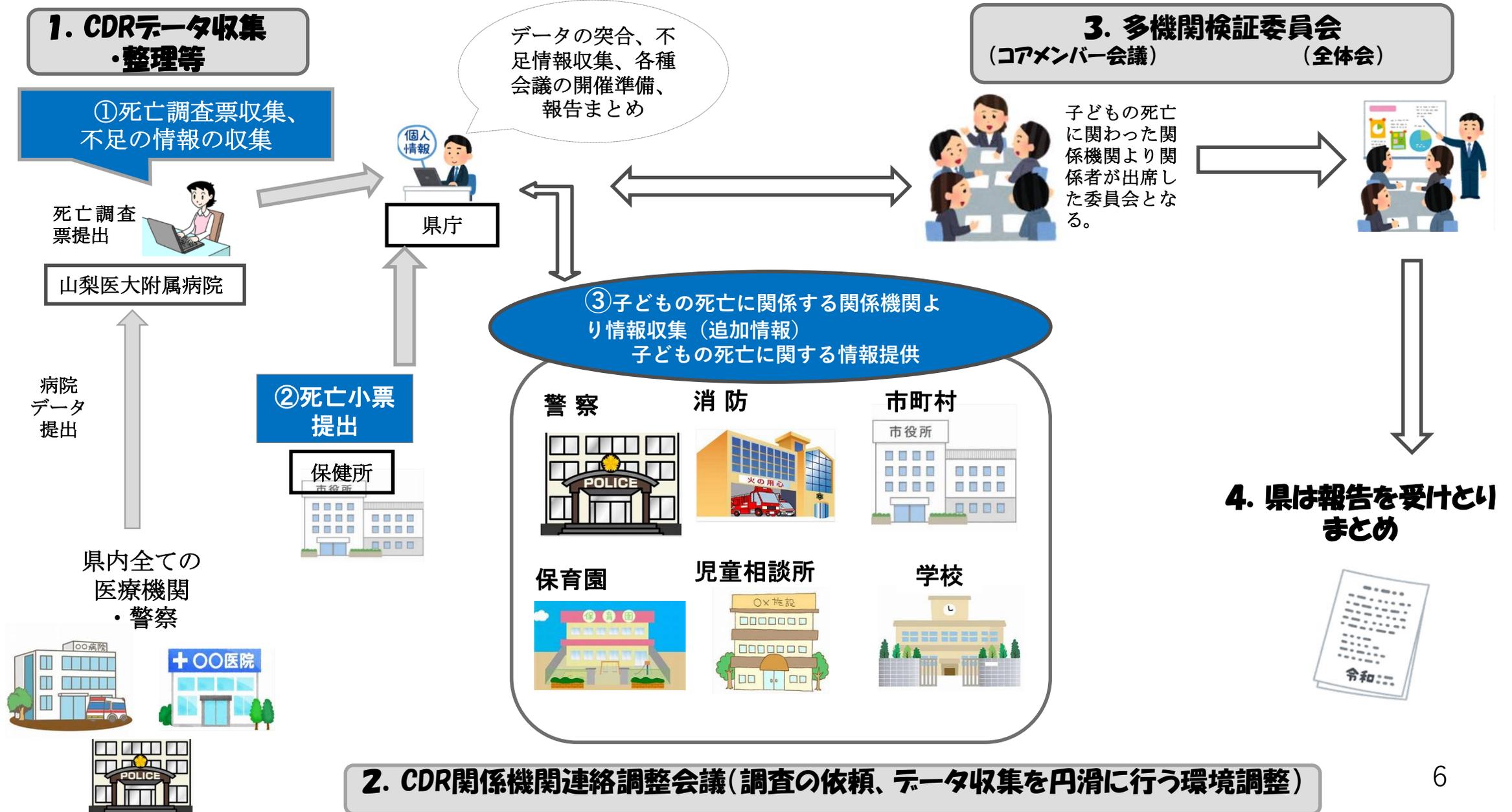
- 小児死亡の5年間の死因別の推移をみると、「傷病及び死亡の外因」と、「先天奇形、変形及び染色体異常」が多い。

# 本県の傷病及び死亡の外因の内訳



- 年齢別H26~H30年5年間の傷病及び死亡数の外因の内訳は、「不慮の事故」が一番多い。
- つづいて、「自殺」が多く、5年間の合計で12件で、15歳~19歳が多い。
- 不慮の事故の内訳をみると、5年間で交通事故が15歳~19歳で7件と一番多い。

# 2. 山梨県予防のための子どもの死亡検証体制整備事業の流れ(イメージ図)



### 3. 事業実施に向けて必要な情報

#### 1) 死亡調査票(A票)

国の研究班が作成した調査票を、山梨県版に改正

#### 2) 死亡小票

人口動態調査の一つであり、死亡届から作成されるデータである。戸籍法に基づいて行われるため、死亡の正確な情報が得られる。

#### 3) 死亡調査票(追加情報)(B票)

警察、消防、市町村、保育園、児童相談所、学校などに依頼

# 4. 個人情報収集し、活用する為の手続き

## 1) 個人情報の基本的な考え方

- ・ 守秘義務・・・刑法第134条、地方公務員法第34条で秘密を守る義務による
- ・ 情報管理・・・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」による

## 2) 個人情報保護審議会における承認 (R2年6月12日実施し承認された)

- ・ 県個人情報保護条例を踏まえて、県に提供いただいた全ての情報の取扱いに関する考え方
  - ① 要配慮個人情報の取得
  - ② 本人以外からの取得
  - ③ 目的外の利用及び提供

## 3) 県への情報提供について法的考え方の整理と資料の活用

- ・ 個人情報保護法により公的立場（市町村、警察、消防、公立学校、公立保育園など）、民間の立場（私立学校、市立保育園など）が情報提供する場合の考え方について整理し、県特別非常勤弁護士の了承を得た。

## 4) 人口動態統計 死亡小票の目的外使用の承認

- ・ 厚生労働省統計調査室に目的外使用申請を実施（R2年8月25日承認された）
- ・ 承認後、各保健所に依頼し（通知発送）、1か月毎死亡小票をCDで持参してもらうこととした。

## 5) 総務省に統計調査の届け出

- ・ 統計を作成する上での届け出

## 5. 各関係機関の理解を得る

### 1) CDR関係機関連絡調整会議の開催（R2年7月17日）

- ・ 医師、弁護士、警察、関係団体、行政など各関係機関の代表者 約50名

### 2) 主要関係機関に協力依頼文発送（R2年8月20日）

- ・ 病院、市町村、保健所、各消防本部 など

### 3) 関係者、一般住民向けポスター、リーフレットの作成、配布

- ・ 病院、診療所（小児科）、市町村、保健所、1)の委員

### 4) 会議の場で市町村母子保健担当課長に事業説明、協力依頼

### 5) 公立、民間病院協議会会長に事業説明、協力依頼

### 6) 各事例の個別検証にあたり、追加情報を依頼時に、電話で事業の説明、情報提供を依頼

## 6. 情報収集にあたっての課題

- 1) 現状では、個人情報提供にあたっては、現状の成育基本法、死因究明等推進基本法、個人情報保護法などの考え方を踏まえて、事業の目的を理解していただいで対応をしてもらうしかないと考える。
  - 法解釈の整備が必要
- 2) 情報のやり取り、管理については、個人情報が漏洩しない方法を駆使し対応しているが、書留郵便など費用もかかり、手間もかかる。
  - 安全で効率の良い方法の検討が必要
- 3) 県外の事例、県外で死亡した事例の取扱いについて、制度が整備されていない段階では、事務の困難性、旅費の課題がある。
  - 全国的な対応の検討が必要